

○香南香美老人ホーム組合長等の報酬及び費用弁償に関する条例

〔 昭和 42 年 8 月 7 日 〕
〔 条 例 第 6 号 〕

改正 昭和 44 年 2 月 20 日
昭和 46 年 3 月 24 日
昭和 47 年 2 月 24 日
昭和 48 年 3 月 13 日
昭和 50 年 3 月 13 日
昭和 53 年 3 月 30 日
昭和 53 年 12 月 26 日
昭和 55 年 3 月 28 日
昭和 56 年 3 月 31 日
昭和 57 年 3 月 30 日
昭和 60 年 3 月 29 日 条例第 2 号
昭和 62 年 3 月 30 日 条例第 6 号
平成 5 年 12 月 25 日 条例第 2 号
平成 8 年 12 月 26 日 条例第 5 号
平成 17 年 3 月 30 日 条例第 8 号
平成 18 年 2 月 22 日 条例第 4 号
平成 22 年 11 月 30 日 条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、組合長、副組合長及び会計管理者（以下「組合長等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第 2 条 組合長等の報酬及び費用弁償の額は、別表に定めるところによる。ただし、会計管理者の職務を会計管理者の所属する市における勤務時間内に行う場合は、報酬を支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第 3 条 この条例で定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和44年2月20日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年3月24日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年2月24日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月13日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月13日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月30日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月26日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日条例第2号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第6号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月25日条例第2号）

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成8年12月26日条例第5号）

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第8号）

この条例は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年2月22日条例第4号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第9号）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬	費 用 弁 償			
		鉄道賃・船賃 及び航空賃	車 賃 (1キロメー トルにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
組 合 長	日額 3,000 円	一般職の職員 の旅費に関する 条例第 11 条、 第 12 条及び 第 13 条の 3 に規定する額	30 円	県外 2,000 円	県内 7,000 円 県外 11,000 円
副 組 合 長	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃
会 計 管 理 者	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃